

平成15年10月8日

医薬品の尊厳、すなわち、生命の尊厳を守るために「医薬品の規制緩和の暴挙に」断固反対します！！

全国医薬品小売商業組合連合会
会長 近藤 良男

【I】はじめに

全国医薬品小売商業組合連合会を代表して発言します。

はじめに全国医薬品小売商業組合連合会とはどのような団体であるかを紹介させて頂きます。なお、これからあとは、会名が長いので「医薬全商連」と略して申します。

先ず、その「医薬全商連」の構成とその目的ですが、構成は全国的にどこでも存在する薬局・薬店で、その経済組織であり、その構成員は、薬剤師、薬種商で組織されております。もちろんその中には日本薬剤師会、全日本薬種商協会の会員もおりますが、その二つの団体は職能を守るのが目的であるので、とくに主として経済問題をとりあげるため医薬全商連を昭和36年につくりました。今日出席している首藤専務は、私と共に薬剤師で、日本薬剤師会の会員であり医薬全商連の会員でもあります。

だが、医薬全商連は薬局・薬店にある経済問題のみでなく、それに連関した経済問題以外の職能問題にも深くかかわっております。そうした角度から発言いたします。

【II】一般用医薬品の規制緩和は日本経済の浮上に無関係

経済から、6月17日閣議決定にある「一般用医薬品の規制緩和」のお考えを推察ますと、さもそれが、現在不況にある日本経済の浮上に役立つように決定していますが、それはまったく間違っています。

- (1) はじめに厚生労働省のホームページ「平成13年度薬事工業生産動態年報」を見ますと、平成13年度の「医療用医薬品」は5兆4千億強で、今問題にされている「一般用医薬品」は7千9百億円です。
その比は86:14というふうになっています。そして、この「一般用医薬品」がどのように、消費者の手に流れているかというと、基本的にはメーカー⇒卸⇒小売⇒消費者となります。多くの方が医療機関で使う医療用医薬品と一般用医

薬品の混合的認識がここに見られます。

- (2) 小売販売業は平成13年度の数は約8万店です。また、この中にも規模の大小があります。だから、薬局・薬店は約人口1千800人に1店であり、一般用医薬品を買うには不便はない筈です。

しかも、一番多いのは、極めて小規模なパパママ・ストアといわれる薬局・薬店で、大型量販店の本店支店が全部で推測1万5千といわれていますから、これをはぶいても、不便と言われるものではありません。(推測というのは大型量販店の定義があいまいなので数的に確認できません。)

そこで、この8万店で一般用医薬品の生産額の7千9百億円を簡単に算術平均しますと、一店あたり大体1千2百万円の扱い高となります。つまり、この一ヶ月100万円という取扱高のなかから薬局・薬店は営業経費と生活費をつくりださなければならなくなっています。

- (3) もちろん、ドラッグを看板にする大量販売店がどしどし増えていますが、見かげと実態はちがいます。ドラッグをうつてあるからドラッグ・ストアというのではなく、ドラッグの売上額の15%くらい以下がそうで、あの殆どは化粧品、トイレタリー、食料品、雑貨であると聞いています。

- (4) だから、このような実情の中で、一般用医薬品の販売を、「利便性」を理由に、あらゆる小売店(主としてコンビニ)に販売させても、日本の経済の浮上など言えたものでなく、なんら影響を与えません。

それでも、とにかく押し切ろうというなら、その本意は経済性ではなく、小泉首相の人気取りパフォーマンス以外のなにものでもありません。

そのため医薬品の安全性は、単品・複合剤にかかわらず、他の医薬品や食品との相互作用を考えなければならないのに、利便性によってその安全性が無視され壊されているのは、多くの方々から発言されました。

【Ⅲ】「規制緩和と医薬品の在り方」

こうした中で、失礼ながら、再度なられた現坂口厚生労働大臣の「規制緩和と医薬品の在り方」についてのお考えをききたいのですが、明確なお考えはすでに述べられていたと思います。その根拠は今年の2月28日衆議院予算第五分科会で、肥田美代子代議士(女子薬剤師、児童文学作家)が「規制緩和と医薬品の在り方」について質問し、その答弁の中 있습니다。官報から要約いたします。

その、質問のあった時期ですが、それは「ステイプンス・ジョンソン症候群」が風邪薬によっておこされ、中国製ダイエット健康食品事故で、医薬品の安全性への関心が高まった時がありました。

肥田議員は、それらについて、質問をし、厚生労働省の担当官から、詳しく経緯と処置を聞かれ、そのなかの二カ所で、坂口大臣は「規制緩和と医薬品の在り方」について極めて明確な答弁をしておられます。

「広範な店舗で、医薬品を販売させよということは知っているが、国民の健康に關係があるから、やはり限界は必要である。」「規制緩和は産業界(経済)とか、教育の分野にまで、嘴をいれるのはどうかと思っている。そういうと私は抵抗勢力といわれるかも知らないが、いけないものはいけないと言わざるを得ない。

そして引き続き、「規制緩和は経済の生産性をあげることが中心で、それ以外のことをやっても、日本の経済はよくならないと思う。いわゆる、規制改革の名の下に、国民の健康にかかるところを大変多くあげてくることはまちがっている。医療の分野であれ、薬の分野であれ、守るべきところは守っていかなければいけない。国民の健康を担当する省としては、断固として守るべきところは守っていく決意である。」と言われ、肥田議員はそれに賛意を表して、この質疑は終っています。

「規制緩和と医薬品の在り方」についての坂口大臣のご答弁をいまもって私は信じています。

【IV】利便性と安全性について

利便性は安全性とは、その判断基準をどうするかによって判断が変わります。

一般用医薬品を購買する場合の利便とはなにであろう。「夜買えることが利便性だろうか。」コンビニという名前を出して失礼だが、CONVENIENT はもともと便利なという言葉ではあるが、無資格者が医薬品販売して便利になるのだろうか。それを要望するものが多いと言うが根拠は薄弱である。

わたしたちが反対するのは、決して企業エゴからではない。「医薬品は毒」だから、という鉄則によって、国民の健康と生活を守る立場にたって反対しているのです。

客観的に見てコンビニで一番よく売れている商品は何かと、若い人々に聞くと先ず「お弁当」だという、つまりお弁当屋さんという人が一番多い認識である。ついでに、利用されているものは雑誌の立ち読みではないか。

そして、コンビニ経営は終日営業だから、人件費の節減が一番大事になるため、必然的に、正社員でなくアルバイトを雇用し、丈夫な若者が未成年者をふくめている。し

かも、社会保険を掛けなくて良いように、雇用時間は4時間か3時間の範囲で、盤回しに酷使している。

そこで、何か事故がおきればどうなるのだろう。夜間のコンビニ強盗は日々ふえている。もし、医薬品事故が起きればどうなるのだろう。その責任は消費者にあるのだろうか。医薬品の場合だれが責任をもつのか。だから無資格者の販売を許すことは出来ない。安全なものがあるというが、そのようなものはない。

冗談話であるが、コンビニで胃腸薬も買えるとなると、そのコンビニのお弁当をたべても大丈夫、悪くなれば直ぐ胃腸薬が買えるという悪宣伝の材料とにもなりかねない。

【V】薬剤師、薬種商は地域に溶け込んで服薬指導をしています。

「薬局・薬店は服薬指導をしていない」とマスコミは声を揃えていう。この連中は現場を見ていないと思い憤然とします。

レジへクスリをもっていって、顔もあげず代金を受け取って、「ありがとう」ともいわないので、量販店のほとんどです。先にも述べたように、わたしたちの薬局・薬店は、みんな家族ぐるみの経営だから、宣伝広告を見て遠くから来る顧客はほとんどいません。名前も家族の様子もよく知っています。そのような人に、添付書の朗読はとてもできません、そのようなことは失礼である。それよりも、四方山話や趣味の話に交えて、その間に健康状態をきき、アドバイスをたっぷりするのが専門家なのです。

とくに、最近はストレスが一杯でよく眠れないという人が多い。したがって、セルフ・メディケーション、つまり健康の自己管理をどのようにすればよいか、優しい言葉で生活環境にまで立ち至って話し合っています。

医薬全商連では、そうした状況に対応してヘルス・ナビ・ステーション構想を平成10年にうち立てました。それは、地域に溶け込み、その住民の生活と健康を守るために健康情報基地として努力を重ねることであります。

いま心と心の絆がたやすく切られようとしているとき、医薬品の尊厳、すなわち、生命の尊厳を守るために、薬局・薬店はその先頭に立ち、地域に根を張り、健康情報発信基地としての任務と責任を果たそうと一生懸命頑張っています。当面は「医薬品の規制緩和の暴挙」に断固反対し続けます。

以上